近代神道界の「勃興」と黄昏

───阪本是丸『国家神道形成過程の研究』 * ──

桂 島 宣 弘

さまざまなイデオロギーの社会的な実在を考える場合、 大切なのは、それらのイデオロギーと諸制度とが、分離 不可能であることです。そうした制度を通じて、イデオ ロギーはおのれのコード、言語、習慣、儀礼、儀式とと もに、みずからを表明するのです。

一ルイ・アルチュセール『不確定な唯物論のために』 た、今神道を研究してある学校といふと、今日場所を提供しました國学院大学ぐらゐのものであります。存外世間の方は、我々の考へてゐる神道がどういうものか知らない。世間の方の考へてゐる神道と、我々が真実考へてゐる神道との間に非常な懸隔のあることを、或は御存じない方もおありかと存じます。

——折口信夫「神道」

一、神道、この曖昧なるもの

戦後の一九四九年に、折口信夫は神道の新しい宗教的発展を展望して次のように述べた

「われわれは、日本の神々を、宗教の上に復活させて、千年以来の神の軛から解放してさし上げなければならぬのです。ここに新しい信徒に向つては、初めてそれらを呼び醒まさなければならないでせう。(中略)日本精神を云々する人々の根本の方針に誤った處が、もしあったとしたなら、この宗教を失ってゐた一宗教を考へることをしなかった一、宗教をば、神道の上に考へることが罪悪であり、神を汚すことだと、さういった考へを持ってゐたことが、根本の誤りだったろうと思はれるのです。だからどうしてもわれわれは、ここにおいて神道が宗教として新しく復活して現れて来るのを、情熱を深めて仰ぎ望むべきだと思ひます。」(「神道の新しい方向」)

ここには「宗教を持ちながら、其を体系化してゐなかった」「芒漠たる未成立の宗教」としての神道に甘んじてきた戦前の神道人、「無神論的生活をさせられ」てきた近代神道人への痛烈な批判と反省が述べられ、「宗教としての神道の新しい発展」が「仰望」されている。そもそも神道の宗教的発展とは何かという問題は、ここではおいておこう。少なくとも、われわれが通例「国家神道」と呼びならわしてきた戦前の神道のありかたとは異なった神道が、「宮廷との特別な関係を去る」ことで初めて可能となったと実感され(「民族教より人類教へ」)、「われわれに非常に幸福な救ひの時が来た」と戦後を捉えた神道人がいたことを、ここでは確認しておけばよいだろう。

1

その後の神道界が、果たしてこうした折口の「決意」の如くに推移したのか、先のXデー前後の状況において、「宮廷神道」の動向と連動して神社の前面に昭和天皇の死に対する「哀悼」と新天皇即位に対する「祝意」を掲げ、結果的に一連のマスコミの「過剰報道」「自粛」キャンペーンに連なることになった神社、あるいは今も公然と「神祇官復興運動的精神」を呼号するかに見える神道界(『近代神社神道史』)を目撃すると、この点は甚だ心許ない観がするが、確かに神社界や神道というコードが、「国家神道」というコードと等置されるものではないという視点は、当の「国家神道」を対象化するためにも、顧慮する必要があるだろう。

ちなみに、戦後の「国家神道」の研究を先導してきた村上重良も、神道の構成要素として「神社神道、皇室神道、学派神道、教派神道、民間神道」の五者を区分し、この内の「神社神道と皇室神道と学派神道の一部の復古神道」が結合して「国家神道」が形成され、「その他の学派神道」「教派神道」「民間神道」は、これと無関係であったとしている(『国家神道』)。

「国家神道」の定義の問題は後に触れるとして、ここで注意しておきたいのは、だが、こうした区分が、ひとまずの整理としては有効であるにしても、実はそれらの相互関係の有する曖昧さが、神道というコードを常に意味可変的なものに変え、それが「神社の祭祀そのものを崇敬するといふ一点での国民的一致」(『近代神社神道史』)という「一点」を曖昧なものにし、やがて「皇室神道」への「崇敬」の「国民的一致」という論理が構成されやすいということだ。先に引いた折口も、この区分の曖昧さについては、次のように述べている。

「(神道は)宗教的・道徳的方面があり、政治的方面もある。その掴へ方が人によって 違ふのであります。と言ふよりも、神道の各要素をとり出すか、或は分化した方面に沿 うて、重要性を感じたものにつくのです。さう考へて来ますと、まだあります。政治的 である一面に法律的な、或はもっと個々に近づけて民俗的なものがある。(中略)だか ら、過去の神社神道が、何もかもその神道の中へひきくるめようとしたことは当り前の ことです。」(「神道」)

「何もかも神道の中にひきくるめようとした」曖昧さこそが、実は神道界自体の悲劇を生み、その宗教的発展を阻害したというのが折口の主張であるが、神道界の帰趨に直接関心のない者にとっても、その曖昧さはやはり問題だ。村上は「国家神道」を「近代天皇制の国家権力の宗教的表現であり、神仏基の公認宗教のうえに君臨する、内容を欠いた国教」と定義し、「教義をもたず、宗教ではない国家祭祀というたてまえで、政治的にきわめて有効な機能を獲得した」と述べて、曖昧さ = 無内容さに逆に政治的有効性を捉えているが(前掲書)、実に神道自体の曖昧さが「国家神道」の曖昧さを支え、そのコードの同義性を「誤解」ではあれ支えてきたという認識では、両者は共通していると言えるだろう。そして、神道の宗教的発展に真摯な問題意識を有してきた者と、およそそうした問題には関心はなく、むしろこれに強い疑念を抱いてきた者とが、恐らく共有し得る問題が何であるかが、ここに示唆されている点が注目されるのである。

二、神道界から見た近代

阪本是丸『国家神道形成過程の研究』が企図していることがらも、こうした近代神道の有する曖昧さを払拭することにあると言ってよいだろう。あるいは、曖昧さが生み出されてきた背景を浮き彫りにし、真摯な神道人にとっての近代が何であったのかという、先の折口の問題を継承することに本書の意図があると見てよいだろう。

実に、本書は神道界の「外側」に立つ者から見て、しばしば同位置にしか見えてこなかった神道界の思惑と政府官僚の神祇政策を、一旦切断してこそ、初めて政府の優柔不断な神祇政策の姿が浮き彫りにされ、同時に政治に翻弄された神道人の「苦渋」が窺えることを一貫して主張し、言うところの「国家神道」がその政治的緊張の間隙の中に、言わば結果として(したがって神道人の思惑とは切断されたところで)生み出されていったことを描きだそうとするものなのだ。その像が孕む問題は、後に考えるとして、こうした切断が、確かにこれまで通説が描いてきた「国家神道」像に重大な修正を迫るものであることは間違いない。

まず第一章~第四章では、神祇官(一八六九年旧暦七月<以下同>~一八七一年八月) ~神祇省(一八七一年八月~一八七二年三月)時代、教部省(一八七二年三月~一八七七年新暦一月)時代初頭の神祇政策が検討される。従来、最も「狂信的な神道国教主義政策」が展開され、その故にそれが在地の宗教状況と齟齬を来たし、したがって政策の修正が迫られ、かくて神祇官が神祇省に「格下げ」され、やがて教部省による国民教化政策が強力に推進されるようになったと説明されてきた時期だ。その中心には、「国家神道」の出発と言われる「神社八国家ノ宗祀」という一八七一年五月の太政官布告二三四号が存在していることは、周知のとおりである。

阪本が主張するのは、この「神社八国家ノ宗祀」とする布告が、その文言の故に(「神 社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテー人一家ノ私有ニスヘキニ非サルハ勿論ノ事」)しばしば文字通 りの「国家神道」の思想的表明と解されるのに対して、実際は神祇行政は混乱と試行錯誤 をきわめており、特に大蔵省の財政難のしわ寄せから全国各地の「官国幣社」は重大な危 機に直面していたということだ。ちなみに、神祇官体制の最大のねらいは、神祇官による 地方・藩の神祇官直属以外とされた神社の把握とその平準化のための神社規則の成立にあ ったと阪本は捉えるが、それも現実の地方・藩のとまどいのもあって進展せず、何よりも 「官ー国幣社」という区分自体が、府藩県制に基づく制度であって、これが(突然の)廃 藩置県により新たな矛盾を惹起したことに注意が向けられる。そして、神祇官から神祇省 への「格下げ」は、決して「格下げ」ではなく、むしろより「有機的な」行政的回路のた めに取られた必然的措置であったこと、更に従来は藩の責任によって経済的に支えられる べきとされた「国幣社」が、廃藩置県以後に「宙に浮き」、著しく経済的に困窮していく こととなっても、それを「官幣社」に引き上げることは財政的問題から拒否する論理が優 勢であったこと、「官幣社」すら「旧社領の有無」によって経済的基盤には著しい相違が 存在していたこと、「府県社以下郷村社」に至っては「国家ノ宗祀」であることが否定さ れ、「民祀」として多少の顧慮はあるにしても原則として経済的に切り捨てられる方向に あったことが述べられていく。つまり、「神社八国家ノ宗祀」という布告が、いかに実態 とかけ離れていたかということだ。ちなみに、従来この布告の背景に上げられる平田派国

学者の影響力に阪本は否定的見解を提示していることも、この主張と関係があろう。すなわち、従来は平田派国学者の指導によって最も「神道国教化政策」が盛んに行われたと描き出されてきた神祇官時代に、既に平田派の活躍する舞台は限定されており、むしろ、より「時流に乗じたように見られる」(厳密に平田派と区分された意味での)津和野派の構想が影響力を有していたというのが阪本の見解であり(『明治維新と国学者』)、少なくとも教部省以前は有していたと見られてきた平田派国学者の影響とそれによる「神道国教化政策」という像自体の再検討を迫っているのである。

この部分で、最も興味が引かれたのは、通例は「神社を戸籍の作成と管理に参画させ、 神社が全国民を氏子として掌握する」ために制度化され、「神道国教主義の行きづまり」 の故に破綻したと説明されてきた(村上前掲書)、一八七一年旧暦七月の「大小神社氏子 取調ノ件」について、阪本がこれと全く異なる見解を述べ、ほぼ論証的には成功をおさめ ている点だ(第四章)。すなわち阪本は、この「氏子取調規則」は同時に制定された戸籍 法が新生児の届け出について規定が曖昧であったが故に、これを補足するために民部省に よって立案されたものであり(神祇官によってではなく!)、まさに民法制定以前におけ る私生児把握=出産証書の整備をねらった「近代化」政策の一貫であったと説く。そし て、山口県伺などによりながら、現実にそうしたものとして機能した実態が描きだされて いくのである。阪本はこれに付け加えて、もしこの制度が真に「神道国教化政策」をねら ったものであったならば、何よりも神祇官が戸籍区に対応しての郷社合併を中途で放棄す ることはなかったであろうし、社人不在の神社の存在が問題になったはずだと述べ、結果 として神官・教導職がこの制度の廃止を「氏子解放」=「人心惑乱」の危機と捉えたのは 事実であったとしても、その廃止は民法編纂事業の進展が然らしめたものであり、そうし た神官・教導職の危機感とは全く別のところにこの政策の意図が存在していたことが示さ れていくのである。

第五章~第七章では、いよいよ「国家神道」の核心とされてきた「非宗教的ナル国家祭 祀トシテ類別セラレタル神道」(安丸良夫の言う「日本型政教分離」)が、教部省時代に どのような経緯で論拠を形成していったのかが述べられていく段である。ここでの、阪本 の立論の基本も(前章までと同様に)、それが神道界の思惑とは一応切断されたところ で、左院をめぐる薩摩閥・長州閥の政治的思惑や、更にこれに仏教界の動きが絡まって進 行していったことを主張する点にある。そして、神道界の動向(一八八〇年の祭神論争か ら一八八二年の神官教導職分離に至る過程)に「こたえて」(村上前掲書)「日本型政教 分離」が形成されていったのではなく、それよりもはるか以前に、左院の内部においてそ れを志向する論が台頭していたことが強調されていくのである。阪本は、左院によって一 八七二年に教部省が設置され、同じ左院によってその廃止が検討される過程を、概ね次の ように描きだす。すなわち、キリスト教という「外教防禦」を、左院は伊勢神宮の宮中遷 座による「祭政一致」の確立と神道・仏教の反「邪教」統一戦線による教化の推進とい う、言わば「祭教分離」によって実現しようとした。前者は再三の建言にもかかわらず当 の神宮の反対もあって実現しなかったが、後者は教部省設立に結実し、当初は仏教界も勢 力挽回のためにこれに積極的に加担することになる。しかしながら、薩摩閥が優位し神道 重視派が跋扈する教部省体制は、教導現場の混乱に加えてやがて長州閥と結ぶ島地黙雷ら の真宗系僧侶の「信教自由」・「政教分離」論 = 大教院分離運動に直面し、深刻な危機を

露呈することになった。こうした危機的状況自体については、既に他の論者も指摘しているところであるが、左院の動向に着目する阪本は、この危機的状況のなかで、左院が神宮宮中遷座の代案としての神祇伯の設置による「祭政一致」、そして「敬神愛国、皇上奉戴・国法遵守」という「教則二条」の範囲内での信仰自由論という二点を柱とした教部省廃止論を打ち出す点にこそ着目し、ここに既に「日本型政教分離」論が成立していたと結論づけるわけである。

紙幅の関係もあるので、第八章以下に関しては重要と思われる論点の摘出に止める。こ こでの最も大切な論点は、既述してきた「日本型政教分離」論は、一旦は、かの大日本帝 国憲法第二八条の制定によって終結し、その後の神社局の独立(一九〇〇年)、官国幣社 国庫供進金制度等の「国家神道」体制とは切断されており、実は「国家神道」体制はこの 一九〇〇年以降に確立していったのだという点である。すなわち、第八章で教部省廃止後 の内務省による「日本型政教分離」の完成を見届けた阪本は、むしろその体制が当初の 「神社八国家ノ宗祀」とするテーゼと次第に齟齬を来す過程の中で「国家神道」体制が確 立されていくと捉えるのである。ここでの視点も、まず「日本型政教分離」が、神社界を 「不遇な環境」におき続けたということである。つまり、「神社を非宗教としてその宗教 的側面を極力押さえてきた政府の基本方針によって、神社・神職の活動範囲は著しく狭め られ」「それは必然的に神社維持の困難および神職の経済的困窮をもたらした」というの が、阪本の立論の出発である(ちなみに、再三比較してきた村上前掲書によれば「神官神 職は、事実上の宗教官僚」ということになる)。そして、日露戦争を契機とした神社崇敬 の高まり、明治神宮創建や大正天皇の即位・大嘗祭などを通じた敬神思想の普及が、初め てこうした「みじめな」神社の状況、「姑息な」神社行政への反省の気運を生み、一九二 ○年の神社制度調査会を設立せしめたと説く。しかしながら、この調査会はあらためて生 起した神社と宗教の関係という問題を慎重に避け、「神社非宗教」論を再三強調すること で、「ひたすら世俗的な制度論にうつつをぬかす」。かくて、創設されたのが一九四〇年 の神祇院であり、ここに阪本は「純然たる機構・制度としての」「国家神道」の確立を見 るが、それは「神社の活力を減退させるもので」「『超国家主義』『侵略主義』『軍国主 義』等の様々なイデオロギーといかに縁の薄いものであったか」という恐らく本書の結論 的主張となっていくのである。

三、神道界の黄昏に責任を負うのは誰か

本書を筆者なりに精読して印象づけられたことは、これまで「国家神道」体制があたかも神道界の先導によって意図的に形成されたように描きだされ、しかもその「国家神道」体制が近代日本の「戦争責任」の過半を負わなければならないかのように描きだされてきたことに対する阪本の憤慨のごときものである。一言で言えば、本書前半で光が当てられているのは、明治初年の神祇行政の無力性ということであり、そこに貫徹されていたのは「近代化」を達成せんとする明治国家エタティストたちの論理(政治の論理、御都合主義、藩閥のヘゲモニー争い等)であるということであって、その結末に「日本型政教分離」が存在したということであろう。そして、本書後半で主張されているのは、それと「神社八国家ノ宗祀」というテーゼの間の矛盾が大正~昭和初期の「国家神道」体制を形

成せしめることになるが、しかしそれは逆に神道界の「不遇」を拡大し、現実の神社への 信仰との矛盾を激化させるものであったということであろうか。

確かに、神祇官・神祇省・教部省期の一つ一つの政策に則して見た場合、阪本の主張は 、それなりに説得力があると言ってよい。しかしながら、阪本の議論について、安丸良夫 が「氏が着実な実証研究によって明らかにした多くの史実は、これまでの安易な立論に多 くの修正を迫っていると思う。しかし、(中略)木を見て森を見ない立場ではなかろう か」云々と評していたことが、あらためて想起される(「近代転換期における宗教と国 家」)。ここでの安丸の発言は、近代神社制度の確立をどこに求めるかをめぐって発せら れたものだが、正直言って本書全体についても、しばしばそうした観を抱かせられたと言 わざるをえない。例えば、神祇官の太政官に比しての権力の脆弱性を強調する阪本が、他 方で神祇官の政策について、「新しい天皇祭祀の創出こそが任務」「祭祀による民心収 攬」「全国的規模での祭政一致の国家体制の樹立への始動」などとさりげなく述べると き、神祇官の政策の試行錯誤性や無力性では割り切れない思いが残ってしまう。まして、 「神祇官の全国神社支配とは、神祇官がすべての事柄について直接神社・神職等を支配す るという事ではない。そのようなことは太政官でも不可能であろう。太政官の配下の地方 官と同じように、神祇官の配下の神祇曹を望んだまでのことである」という形で締めくく られてしまうと、「神祇曹を望んだまでのこと」というさりげない文言に引っかかって、 どうしても直前の「直接支配」の強い否定への阪本のこだわりが宙に浮いた感じがしてし まう。あるいは、「氏子調とその中止」が「神道国教化政策」と直接関係することはなか ったことは阪本の主張するとおりであるとして、並行して神祇省主流に大国派主導の「神 道国教化政策」が存在する以上(阪本「日本型政教関係の形成過程」)、それが結果とし て採用されなかったとしても、果して「純然たる行政上の措置」とのみ断定してよいので あろうか、という躊躇が残ってしまうのである。

だが、ここではこれ以上列挙はしない。この躊躇の背景が今や問題とされねばならないからだ。一つは、阪本自身が本書を「制度史的な側面だけに限定されてしまった」ものと位置づけていることと関係しているだろう。本書をこのように位置づけた阪本は、本書以外の「国家神道の形成・成立を促した思想的・イデオロギー的側面を対象とした研究」の必要を説いているかのようである。これを見るかぎり、本書は「国家神道」の「思想的・イデオロギー的側面」を述べていないかの印象を与えている。だが、およそ制度自身が、イデオロギーの「表明」であるとするならば、本書は「制度史」という形で、既にイデオロギー的分析を「表明」していることが、この言説では等閑視されていることが問題なのだ。然り、本書には既に「国家神道」の「制度史」の究明を通じたイデオロギー的分析の言説が、随所で(概ねは各章の末尾で)なされているのである。

「神祇官や教部省の方針・意向をそのまま国家のそれと同一視しては、国家の論理は正確には理解されえないであろう。」(第一章)

「この祈年祭式および新嘗祭式において、神祇官が悲願とした律令国家祭祀の再興と統一化は実現されたといってよいだろう。」(第二章)

「この " 産物 " (一八七四年の官社経費定額に関する第九一号布告) を抜きにして近代 の神社制度は語りえず、従って " 国家神道 " の何たるかも語ることはできないのであ

る。」(第三章)

「いわゆる神道家・国学者、あるいは教導職が『理想的な神道国教政策』と思っているだけの施策は多かったのである。」(第四章)

「政教問題が論議されているあの時期にあって、政治に携わる人間と機関が宗教に政治的に無関心であるはずはなかろう。」(第六章)

これらの発言、例えば「国家の論理」「神祇官の悲願」「神道家の理想的な神道国教政策」「政治に携わる人間の宗教への政治的関心」といったことは、全て既に一定のイデオロギー的分析の前提なくしては、発せられるはずがないものあろう。こうしたイデオロギー的分析を伴った「制度史」的研究が、「禁欲的」にあたかも「制度史」の「実証」としてのみ積み上げられているかのように語られている点が、恐らく本書に対して抱く、あるもどかしさのようなものにつながっているのである。

しかも、この論法にはある「倒錯」が存在していることも確かなのである。例えば、阪本が神道家の「不遇な境遇」と対照させて、他方に国民の「信仰」の存在を述べている次の段は、その典型的なものだ。

「信仰するからこそ、人民は神社を代々崇敬し、護持してきたのである。そしてその信仰心をより強くし、深くするために神職は存在してきたのである。だが、神社を非宗教としてその宗教的側面を極力押さえてきた政府の基本方針によって、神社・神職の活動範囲は著しく狭められた。低調な活動なかば強制されたものであり、それは必然的に神社維持の困難および神職の経済的困窮をもたらした。全国の神職が神社の地位向上および彼らの待遇改善を求めて起ち上がるのは無理もなかった。」(第九章)

「明治神宮創建・即位令・大嘗祭、さらに第一次世界大戦といった、大正初期の大きな 出来事によって神社の存在意義をいやが上にも高められた。国民の間に『敬神崇祖』の 観念が大きく普及したかのように思われた。だが、現実には神社は依然として確固たる 地歩を国民の間にも国家にも占めていなかった。つまり大多数の神社および神職はみじ めな状態にあったのである。」(同上)

政府による「国民統合」の推進に(不本意ながらも)神社が関係していることが述べられているこの段で、阪本は「代々の信仰」とは乖離した神社が、逆に活動範囲を狭められ経済的にも困窮していたことに焦点を合わせようとする。しかしながら、この論には、「超歴史的」な(したがって内容的には何ら変化のない)「人民」の神社への「崇敬」及びそれと運命を共にしてきた神社、という論理と、歴史的に大きく変容してきた神祇行政という論理(阪本が主に分析してきたのはこちらだ)が奇妙に組み合わされている。「国家神道」が、神社に何ら経済的特権を付与するものではなかったという論は、確かに承服されてよい。が、問題となるのは、こうした「国民統合」「敬神崇祖」の観念の普及が、神社への「信仰」を今やそのようなものとして形成し、神社もそうした中でしか存在しないところに追い込まれていったことではなかったか。だが、そうした「苦渋」は本書では経済的問題と政府の施策の問題にされてしまう。しかも恐らく、「代々の信仰」自体は自明のこととされている阪本にあっては(つまりイデオロギー的分析は前提されてしまって

いるわけだ)、神社が政府に対して「地位向上および待遇改善を求めて起ち上がるのは無理もなかった」とさえ述べる。阪本によって再三政府官僚と区分された神道家は、だが同時に官僚にしか訴えなかった神道家であったことが、はからずもここに暴露されているではないか。このような神社の姿にならざるをえなかった歴史的考察こそ阪本の検討すべきことであって、その追認であってはならないのではないか。

こうした阪本の立論の背後に「神道・国学はわが国学院にとって設立以来の最も重要な 学問研究対象のみならず、設立・建学の精神そのものである」と述べられているような (「幕末維新期の平田派・大国派国学者の研究」)、神道界への熱い眼差しが存在してい ることは確かであろう。だが、本書からは、「国家神道」というコードで「誤解」されて きた近代神道像という主張は読み取れても、その「黄昏」に喘いだ神道界の「苦渋」「苦 闘」の内容、換言するならば「国家神道」にはあらざる神道の姿は伝わってこない。ちな みに、この点に関しては、既にわれわれは神社新報社の『近代神社神道史』という労作に よって、ある程度の内容は把握できる。そして、本書とこの『近代神社神道史』が、その 論理パラダイムにおいてきわめて類似する観がするのは、何も偶然ではなかろう。この 『近代神社神道史』こそは、言うまでもなく「神道人」「神社人」の眼を通じた近代神道 史の記述の書なのであって、「国家神道」への「俗流批判」への反駁がモチーフになりつ つも、例えば「朝鮮神宮祭神問題」「昭和十三年大阪憲兵隊宗教干渉事件」等についての 「自己批判」を通じた「神社と宗教」をめぐる問題も検討されているのである(その論点 には承服しえないところもあるが)。阪本は、この書に加えて、さらに「制度史」的な緻 密な研究をもって何を訴えたかったのであろうか。残念ながら、本書からは未だその解答 は与えられていない観が拭いえないのである。

冒頭に掲げた一連の折口の「神道の新しい宗教的発展」への「仰望」に関する論考には、少なくとも「国家神道」の時代の神道の「黄昏」の責任は、神道界自身が担わなければならないとする主張が見られる。本書で阪本の示した論点は、こうした折口の主張と重ねられるときに、初めて真価を発揮するものなのかもしれない。

(註)

- (1)折口信夫の引用は、全て『折口信夫全集』第二十巻(中央公論社、一九七六年)。
- (2) 增補改訂版、神社新報社、一九八六年。
- (3)岩波書店、一九七〇年。
- (4)大明堂、一九九三年。
- (5) 阪本は「日本型政教分離」という概念を安丸良夫『神々の明治維新』(岩波書店、 一九七九年) から学んだと述べている。
- (6)『日本近代思想大系5 宗教と国家』所収(岩波書店、一九八八年)。
- (7)『日本型政教関係の誕生』所収(第一書房、一九八七年)。
- (8)『國学院大学日本文化研究所所報』二九一六号、一九九三年。
- (9)(2)と同じ。

*岩波書店、一九九四年、四五四頁、八三〇〇円。